②消費生活相談員募集要領（会計年度任用職員　資格職　週２日勤務）

▼受付期間＝令和６年２月５日から応募書類が届きしだい選考を開始し、採用者が決定した時点で締め切ります

▼申し込み＝履歴書、自己ＰＲ文（400字程度、様式は任意）を事前に電話連絡のうえ、郵送で消費生活センターまでお送りください

（送付先〒238-8550　横須賀市小川町11番地　横須賀市消費生活センター）

▼面接日、面接会場＝書類選考の合格者に別途通知します

▼業務内容等の詳細につきましては、消費生活センターまでお問い合わせください

横須賀市民生局地域支援部市民相談室消費生活センター

電話番号046-821-1312（直通）

勤務条件等

■就業場所	横須賀市消費生活センター （横須賀市小川町11番地　横須賀市役所本館２号館１階）
■仕事の内容	・市民から、商品や役務のサービスの契約等、消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等の相談を受け、必要なアドバイスを行う相談業務 ・消費生活相談情報システム（PIO-NET）への入力業務 ・悪質商法被害を防止するための講座の講演等の啓発業務 ・研修への参加など
■必要資格等	以下の要件を満たす方 （１）資格 ・消費生活相談員資格試験（国家資格）合格者もしくは、合格したとみなされた方 ※合格者とみなされた方とは、2016 年（平成 28 年）４月１日の時点で、Ａに掲げる資格のいずれかを有し、かつ、ＢまたはＣのいずれかに該当する方 Ａ　消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー Ｂ　2011 年（平成 23 年）４月１日から 2016 年（平成 28 年）３月 31 日までの期間に、通算して１年以上の実務経験がある方 Ｃ　指定講習の課程を修了した方 （２）その他 ・パソコンの基本操作（ワード・エクセル・インターネット等）ができる方 ・親切丁寧な電話・窓口対応ができる方
■募集人員	１名
■報酬	月額102,696円（税込、交通費別） ※勤務成績が良好な場合は期末手当あり
■加入保険等	社会保険なし
■任用予定期間	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで ※勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合は更新あり
■任用更新の可能性	条件付きで更新する可能性があります
■休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）
■勤務時間	週２日勤務　８:30～17:15（休憩60分） ※１　時間外勤務を命ずる可能性があります ※２　勤務していただく曜日は相談の上、決定します
■その他	採用に際しては、必要書類を提出していただきます。（合格者に別途通知します。）